

町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、外出自粛や営業の休業等、様々な取り組みにご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、北海道は引き続き、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みが必要である「特定警戒都道府県」に指定されました。

これに基づき、北海道は感染症のまん延防止に向けて、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」の普及を進めるため、道民の皆様や事業者への協力要請を行っております。

こうした感染拡大防止対策により、地域経済や住民生活は大きな影響を受けており、今後の社会経済活動を維持・継続を図るため、町としての第2弾の緊急対策を講じることとしましたので、町民の皆様はその概要をお知らせいたします。

まずは、この度の緊急対策のポイントとしては、

- ①休業等の要請により大きな影響を受けている、中小事業者への固定費の軽減を図ること
- ②外出自粛等により大きな影響を受けている旅館・ホテル等への支援策を講じること
- ③飲食店が行ってるテイクアウトやデリバリーをサポートすること
- ④新しい生活様式を定着させるため、町民のマスクの着用を支援すること
- ⑤長期休校による小中学生へのサポートをすること であります。

主な事業内容といたしましては、

はじめに、休業要請や外出自粛等により影響を受けている中小事業者を対象として、一定の要件はありますが、5月、6月分の上下水道料金の減免措置を行うとともに、円山地区の温泉旅館・ホテルを対象に、4月から9月分の温泉使用料を減免いたします。

また、営業の自粛や時間の短縮等により大きな影響を受けている飲食業を対象に2か月分合わせて10万円を上限とし、店舗の家賃を支援する補助金を創設します。

更に、一定の要件により、飲食業に加えて、ホテル・旅館等の観光事業者や食品製造事業者などを対象に一律10万円を支援する「事業者応援定額給付金」を創設します。

町民の皆様には、
新しい生活様式の定着を図るため、町民1人につき、マスクを10枚配布するとともに、飲食店等が行うテイクアウトやデリバリーのサポートと、
売り上げが減少した小売業を応援するため、町民1人につき、2,000円分の「地域応援クーポン」を配布し、地域内の購買活動を支援いたします。

また、今後、固定資産税や国民健康保険税、介護保険料などの納税通知書が
発送されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が
下がった場合は、納税猶予や減免の対象となる場合がありますので、税務課
及び保健福祉課に相談窓口を設置いたします。

以上が主な事業の概要であります。これら事業につきましては、5月中
に開催が予定されております。岩内町議会臨時会に議案として提出し、可決
後に速やかに対応できるよう準備を進め、
各種事業の具体的な申請手続きなどは、防災行政無線等により周知をいたし
ます。

また、国民1人あたり10万円の給付を行う、「特別定額給付金」につしま
しては、既に各世帯へ申請書を送付しており、5月11日より申請の受付を
開始しておりますので、まだ、申請書が届いていない方、申請方法等で不明
な点がある方は、役場「特別定額給付金」担当にお問い合わせ願います。

こうした緊急対策につきましては、今後も継続的かつ効果的に実施して参
りますので、町民の皆様のご支援・ご協力を賜り、町民一体となって、この
困難を乗り越えて参りましょう。

- 最後になりますが、緊急事態宣言が続いておりますので、引き続き、
- ①札幌市との往来を控えること
 - ②職場への出勤や食料等の買い出し、通院、屋外での運動・散歩などを除き、
外出自粛すること
 - ③感染を予防するため、身体的距離の確保、マスクの着用や手洗いの徹底
など「新しい生活様式」を実践することなど

感染拡大防止の取り組みに、ご理解とご協力をお願い申し上げ、メッセー
ジといたします。

令和2年5月13日
岩内町長 木村清彦